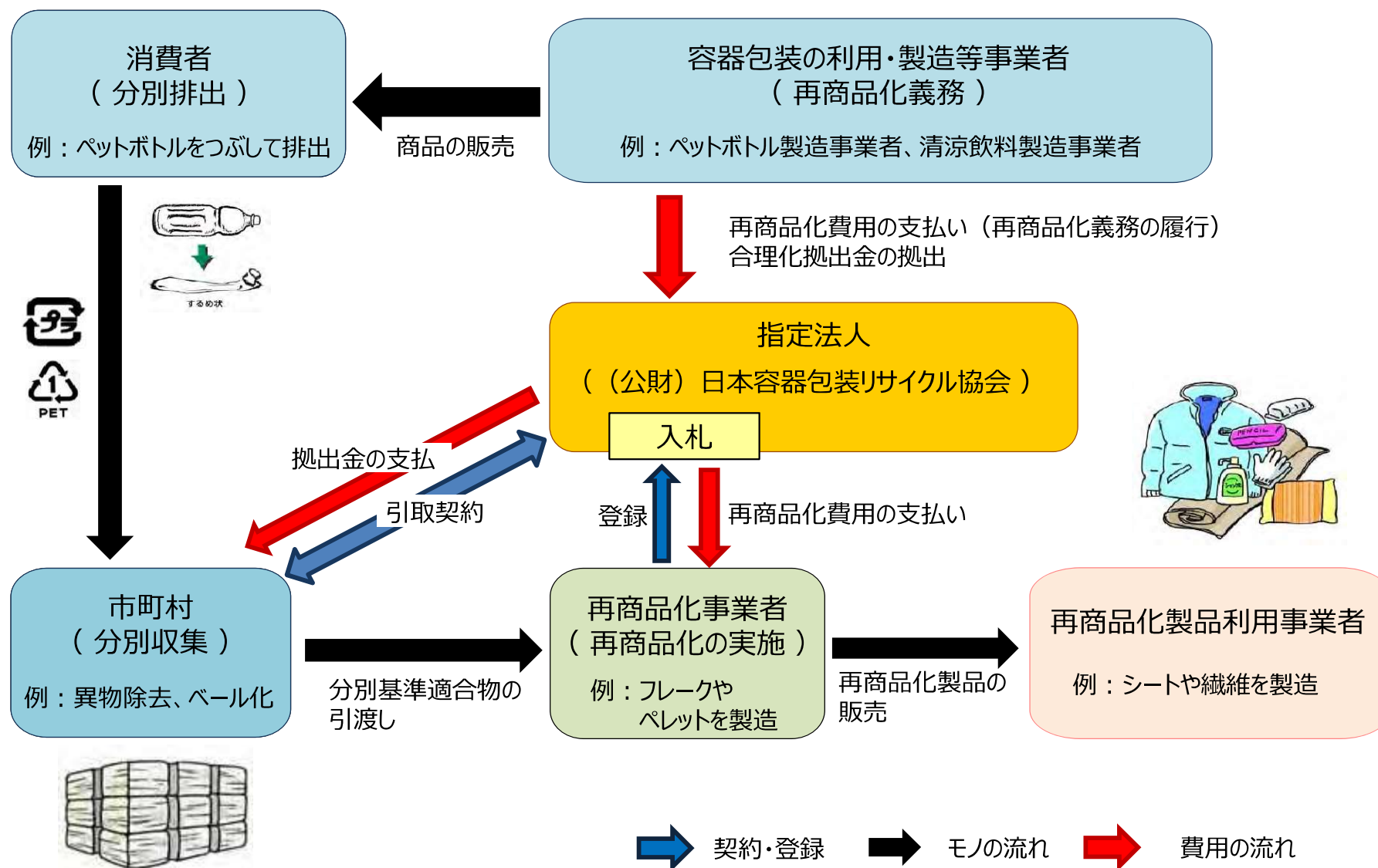


容器包装リサイクル制度における各主体の相関図



※指定法人ルート



プラスチック資源循環、海洋プラスチック汚染対策を取り巻く情勢



2018年6月	改正海岸漂着物処理推進法 成立 法の目的に「海洋環境の保全」の観点を追加。漂流ごみ等の円滑な処理の推進、3Rの推進等による海岸漂着物等の発生抑制、マイクロプラスチック対策（事業者による使用抑制・排出抑制努力義務、政府によるマイクロプラスチック抑制のための施策の在り方について速やかな検討及びその結果に基づき措置を講じる旨等）及び国際的な連携の確保及び国際協力の推進を規定。 海岸漂着物処理推進法に基づく政府の基本方針を2019年5月31日に改定。	
2019年5月	プラスチック資源循環戦略 策定 3R + Renewableの基本原則と、そのために推進すべき重点戦略、 6つの野心的なマイルストーン を目指すべき方向性として掲げた。 具体的には、①使い捨て容器包装等のリデュース等、環境負荷の低減に資するプラスチック使用の削減、②未利用プラスチックをはじめとする使用済プラスチック資源の徹底的かつ効果的・効率的な回収・再生利用、③バイオプラスチックの実用性向上と化石燃料由来プラスチックとの代替促進等を総合的に推進する。	マイルストーン リデュース ① 2030年 までにワンウェイプラスチックを累積 25% 排出抑制 リユース・リサイクル ② 2025年 までにリユース・リサイクル可能なデザインに ③ 2030年 までに容器包装の 6割 をリサイクル・リユース ④ 2035年 までに使用済プラスチックを 100% 有効利用 再生利用・バイオマスプラスチック ⑤ 2030年 までに再生利用を 倍増 ⑥ 2030年 までにバイオマスプラスチックを 約200万トン 導入
	海洋プラスチックごみ対策アクションプラン 策定 海洋プラスチックごみ対策の推進に関する関係府省会議を設置（2019年2月）し、新たな汚染を生み出さない世界を目指し、我が国の具体的、実効的なアクションプランを策定。	
	6月	G20大阪サミット 世界共通のビジョンとして、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を日本が提唱し、共有（現在87か国・地域が共有）。
2020年7月	プラスチック製買物袋有料化 （2019年12月に、容器包装リサイクル法に基づく判断基準省令を改正） プラスチック資源循環戦略に記載した取組の第1段として、小売事業を行う際の容器包装の使用の合理化の取組として、「プラスチック製買物袋」については、有料化が必須となった。 （例外：厚さ50μm以上のもの、海洋生分解性プラ100%のもの、バイオマスプラ配合率25%のもの）	
2022年3月	第5回国連環境総会再開セッション（UNEA5.2）決議 プラスチック汚染対策に関する条約策定のための政府間交渉委員会（INC）を設立し、2024年末までに作業完了を目指すことを決定。	

プラスチック資源循環、海洋プラスチック汚染対策を取り巻く情勢



2022年4月	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 施行 プラスチック使用製品の設計から廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組を促進
2023年5月	G7広島サミット 「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」も踏まえ、2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心を持って、プラスチック汚染を終わらせることへのコミットを確認。
2024年5月	資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律 成立 （2025年2月施行） 脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するため、基本方針の策定、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況の報告及び公表、再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設等の措置を講ずる。
8月	第5次循環型社会形成推進基本計画 閣議決定 持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題と捉え、循環型社会形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略として策定
12月	プラスチック汚染に関する条約 第5回政府間交渉委員会（INC5） プラスチック素材の生産、製品の使用、廃プラスチックの廃棄物管理・リサイクル等について議論するも、2024年内の合意には至らず、再開会合において、交渉を継続。
	循環経済への移行加速化パッケージ 閣議決定 循環経済の実現を国家戦略として着実に推し進めるべく、「循環型社会形成推進基本計画」における取組等の関連する取組を政府全体として戦略的・統合的に行うため、循環経済に関する関係閣僚会議を設置（2024年7月）し、循環経済への移行に向け、閣僚会議として取り組むべきことを具体化した政策パッケージを閣議決定。
2025年2月	成長志向型の資源自律経済の実現に向けた制度見直しに関する取りまとめ （経済産業省 資源循環小委員会） 成長志向型の資源自律経済の確立のためには、資源生産性の最大化を目指すことが重要であると位置づけ、製品の付加価値の最大化と、天然資源消費量の最小化に向けた方向性・施策を示した。 （例）対象製品・業種を特定し、再生材の利用に関する計画の作成及び定期報告の義務化（資源有効利用促進法の改正）

プラスチック製買物袋有料化

- 令和元年12月、プラスチック資源循環戦略に記載した取組として、容器包装リサイクル法の省令を改正し、令和2年7月1日から、プラスチック製買物袋を有料化。

プラスチック製買物袋の有料化に向けた省令改正

- レジ袋など容器包装の使用合理化の取組を定める「容器包装リサイクル法」の省令（※）について、以下のとおり改正を行った。
- 小売事業を行う際には容器包装の使用の合理化に向けた①～⑤の取組のうちいずれかを行うことが義務づけられているところ、今般の改正により、レジ袋（プラスチック製買物袋）については、有料化が必須となった。

（※）改正省令

小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成18年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第1号）

【改正前】

＜容器包装全般について＞

- ①有料化
- ②ポイント還元
- ③マイバッグの提供
- ④声がけの推進
- ⑤その他の取組



【改正後】

＜プラスチック製買物袋について＞

有料化が必須

＜容器包装全般について＞

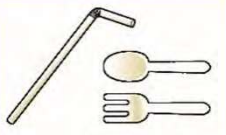
- ①有料化
- ②ポイント還元
- ③マイバッグの提供
- ④声がけの推進
- ⑤その他の取組



プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）の概要

- 同法は、プラスチック使用製品の設計から廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進することを目的として制定（令和4年4月1日に施行）。
- プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等を措置。

個別の措置事項

設計・製造	【環境配慮設計指針】（主務大臣：経産、事業所管大臣） ● 製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを認定する仕組みを措置。 ➤ 認定製品を国が率先して調達する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての設備への支援。  ＜付替えボトル＞
販売・提供	【使用の合理化】（主務大臣：経産、事業所管大臣） ● ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき判断基準を策定。 ➤ 主務大臣の指導・助言、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への勧告・公表・命令を措置。  ＜ワンウェイプラスチックの例＞
排出・回収・リサイクル	【市区町村の分別収集・再商品化】 （主務大臣：経産、環境） ● プラスチック資源の分別収集を促進するため容リ法ルートを活用した再商品化を可能。  ＜プラスチック資源の例＞ ● 市区町村と再商品化事業者が連携して行う再商品化計画を作成。 ➤ 主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、梱包等を省略して再商品化事業者が実施することが可能。
	【製造・販売事業者等による自主回収】（主務大臣：経産、環境） ● 製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成。 ➤ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要。  ＜店頭回収等を促進＞
	【排出事業者の排出抑制等】 （主務大臣：経産、環境、事業所管大臣） ● 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき判断基準を策定。 ➤ 主務大臣の指導・助言、プラスチックを多く排出する事業者への勧告・公表・命令を措置。 【排出事業者の再資源化計画】 （主務大臣：経産、環境） ● 排出事業者等が再資源化計画を作成。 ➤ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要。

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じ、資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済（サーキュラー・エコノミー）に移行

食品産業で使われる主なプラスチック製品

- プラスチック製品は、①軽量で破損しにくいこと、②加工や着色が容易であること、③水分や酸素を通しにくく食品を効果的に保護できること等から、食品産業で幅広く活用。
- このうち、容器包装（「●」が付いたもの）の一般廃棄物は、「容器包装リサイクル法」に基づき、市町村が分別回収し、製造・利用事業者が費用を負担した上で、再生処理事業により再生樹脂原料等としてリサイクル。

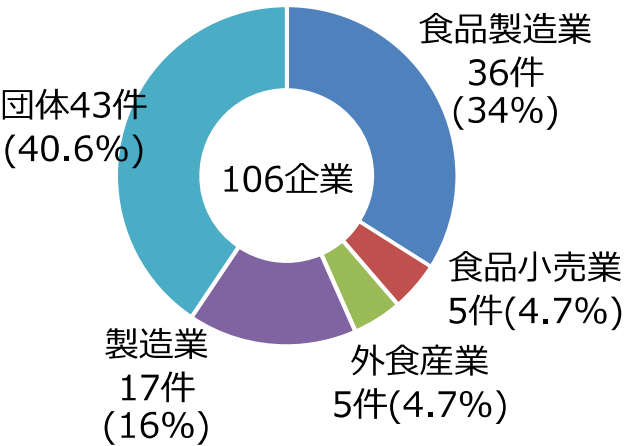
青字はリサイクルが可能であるにも関わらず、廃棄されている可能性が高いもの

	繰り返し使用しない	繰り返し使用
食品製造 (中食を含む)	●食品容器包装（屋外で飲食することがあるもの） ●食品容器包装（上記以外） ●PETボトル ●緩衝材 ●結束バンド ●手袋等の衛生用品 	●原料容器包装（ポリタンク） ●調理器具 ●清掃用品 ●パレット ●コンテナ 
流通 (卸・小売)	●レジ袋 ●弁当・総菜容器（屋外で飲食することがあるもの） ●トレイ ●発泡スチロール ●緩衝材 ●結束バンド ●カトラリー 	●パレット ●コンテナ ●清掃用品 
外食	●ストロー ●カップ・ふた ●カトラリー ●テイクアウト用容器（袋も含む） ●手袋等の衛生用品 	●配膳用トレイ ●食器 ●調理器具（ボウル等） ●清掃用品 

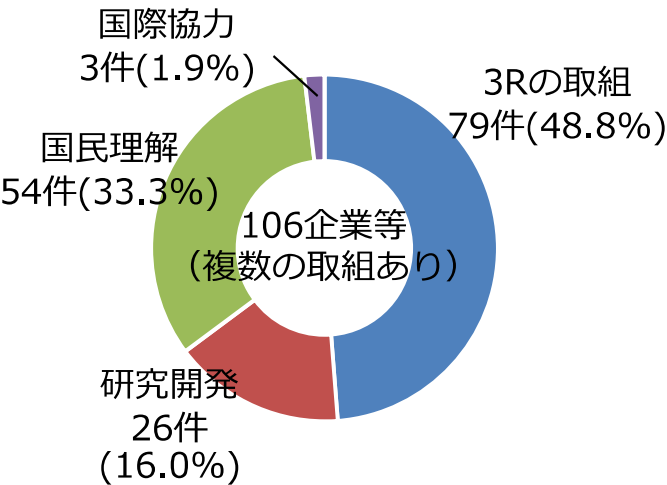
食品産業等におけるプラスチック資源循環に資する自主的な取組の促進 (プラスチック資源循環アクション宣言の募集)

- 農林水産・食品産業の各企業・業界団体に、プラスチックの資源循環に資する自主的な取組を促していくことを目的に、「プラスチック資源循環アクション宣言」を募集（H30～）。
- 各企業・団体の自主的なプラスチック資源循環の取組を紹介しています（令和7年3月25日現在、106件の宣言）。

応募企業等の内訳



宣言の取組内訳



農林水産省HP
<https://www.maff.go.jp/j/plastic/index.html>

取 組	事 例
3 R の取組	- 減プラスチック（使用抑制や有料化、代替素材の活用等 ex.レジ袋、ストロー） - リサイクル・リユースの促進（リサイクルしやすい素材の利用、再生原料の活用、使用済みプラスチックの店頭回収等）
研究開発	- 技術開発・調査への支援・共同開発 - 生分解性プラスチックの利用
国民理解の促進	消費者との連携（意識啓発イベント、環境美化活動等）
国際協力	周辺国等への技術協力